白根市政だより

新潟県白根市
発行所　白根市役所
発行人　吉沢正五
印刷所　笹乃印刷所

人口動態（36.6.1現在）

総人口		36,060
	男	17,101
	女	18,959
世帯数		6,088

（5月中）

出生	60	死亡	19
転入	72	転出	102
婚姻	85	離婚	2

市長 農業委員会に諮問

変動期の市農業の指標と方策

市長は、農業基本法の成立を見通し、五月末日市農業委員会に対し、最近における農業技術の改良普及および、農業生産基盤の整備拡充等により、農業生産力は増大しているが、他面、近時の他産業は、驚異的な経済成長をしめしているなかにあって、ひとり農業のみが、むしろ後退しつゝある現状に対し、農村都市である当市の農業及び農政の基本的ありかたについて検討を要請した。

それによると

一、水田、畑、畜産等を通じて、総生産の増大をはかるには、どうすればよいか。

二、市農業の経営構造を改善するについての問題点とその方策。

三、市農業の発展と農民の地位の向上をはかるための、農業行政組織のありかたとその施策。

農業委員会では、この諮問について審議方法を協議した結果、内容の重大性にかんがみ慎重を期するため諮問事項を三部門にわけ、調査研究することとし、必要に応じて市内のあらゆる農業機関の意見を聞き、八月末日を目途に、答申したいと進めている。

旧軍人恩給の復活および傷病恩給などの改正

去る国会において恩給法の一部が改正され、近く公布施行されることになりました。

市では、関係者の要望により、とりあえず、旧軍人等の**加算恩給履歴申立書**の受付を来る七月一日から開始いたしますから、該当者（生存者は本人、戦歿者についてはその遺族）は、厚生課または、駐在室の備えつけの用紙に記入の上提出して下さい。

なお八月に入ってから、各地区ごとに、説明会を開く予定ですが、その後に提出されても、差支いありません。

○改正される要点

一、旧軍人等の加算の復活

●加算の種類

イ、戦地従軍加算
一月につき三月以内
（戦務　甲三月　乙二月）

ロ、外国鎮戍加算
一月につき一月半以内
（外国鎮戍　一月半　一月）

ハ、外国の交戦擾乱地内勤務加算
一月につき二月以内
（擾乱地勤務　二月）

ニ、国境警備勤務加算
一月につき二月以内
（満洲　千島　二月／朝鮮　樺太　一月半）

ホ、理蕃勤務加算
一月につき二月以内
（理蕃勤務　主として台湾　一月半）

ヘ、在勤加算
一月につき半月以内
（樺太　南洋群島　新京　半月／特別市　台湾　朝鮮　関東州　1/3月）

●加算の方法

イ、加算の生じた月から止んだ月まで、但し加算の終期は昭和二十年九月二日である。

ロ、同一事由により、二種以上の加算がある場合は最も有利なものとする。

●権利の取得
昭和三十六年十月から

●給与の開始
イ、扶助料　昭和三十六年十月から
ロ、普通恩給　昭和三十七年十月から

二、傷病恩給の改正

●増加恩給
家族加給の子の数（四人）の制限撤廃、昭和三十七年一月から

●傷病恩給の増額
四項症以下のものについては三十六年十月から

三、特例扶助料の給与条件の緩和

旧陸海軍の生徒であって準軍人が戦地外の地域で戦歿した場合も、昭和三十六年十月から、特例により扶助料を給する。

その他「旧日本医療団職員および、外国政府職員期間の通算。」「昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給（旧軍人を除く）の年額の改定」がされたが、軍人恩給の加算の復活のほかは、すべて八月以降に受付を開始し、又は照会にお答えできることと思いますのでそれまでお待ち願います。

○……◎　◎……◎

国民年金

第一期 保険料納入は ―七月末日までに―

本年度第一期分（四、五、六月分）の国民年金保険料は、七月三十一日までに納めなければならないことになっております。

保険料の納入方法については、前にもお知らせしたとおり、七月は特に検認（徴収）月間となっていますので、出張検認の場所を一三〇ヶ所位に拡大し、被保険者の利便をはかることにしております。保険料の納入は、是非この機会を御利用下さい。検認（徴収）日時、場所については、改めてお知らせ申し上げます。

なお、保険料は一年分以上まとめて納めると、年五分五厘の複利計算で割引かれることになり、手数も省け、大変有利です。

お希望の方は、手帳と印鑑をお持ち下されば、係員が御相談のうえ、手続を行います。

社会を明るくする運動

愛の手で明るい社会を

本年も七月一日より七月三十一日までの一ヶ月間、全国一斉に実施されることになりました。

「社会を明るくする運動」とは国民一人一人が、美しい人間愛の精神によって、犯罪の未然防止と、過を犯した人々を更生にみちびき明るい住みよい郷土を建設することが、最大の目的であります。

これが実施にあたりましては市民各位の深い理解と格段のお協力を節に望みます。

なお、近日中に募金封筒を、お届けいたしますから、その節は、何分のお協力をお願いいたします。

起こせ　ころんだ　罪の人

"巨""額""な""診""療""費"

一年平均一人当り　二、〇〇〇円

市民の皆様が、病気やけがなどによって、支払はれる診療費が年々多くなっております。被保険者が年々減っているにもかゝはらず、なぜ診療費が多くなるのだろうか。

御承知のとおり、医学は日進月歩で、医療機械化の進歩抗生物質による高価薬の出現などが、その理由とされます。その結果、いまでは平均寿命は七十二才と言はれ、最も恐れられていた肺結核による死亡率はとくに少なくなった。やがては寿命が八〇才と言うことも望まれないわけではあるまい。

合併以来、市役所から医療機関に支払はれた診療費は次のとおりで、個々の罹患者からも、年々同額の診療費が支払はれているわけであります。

六年間で、白根市民の診療費は約四億三千万円の巨額に達し、合併以来の一人平均約二、〇〇〇円となっております。

年度	市役所で支払った診療費	被保険者数
昭30	23,963千円	34,075人
31	36,428	34,381
32	33,844	34,170
33	34,740	34,289
34	39,789	33,734
35	42,512	33,455

分譲住宅敷地決定

敷地は大字鯵潟地内で、市道のすぐ西側に面し、石口自動車修理工場のかみ手に決定されました。希望者はこれからでも受付をしますから厚生課に申し出て下さい。

◇　◇　◇

配置図

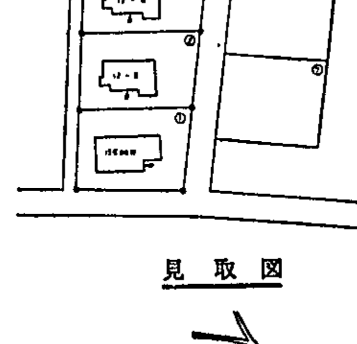

見取図

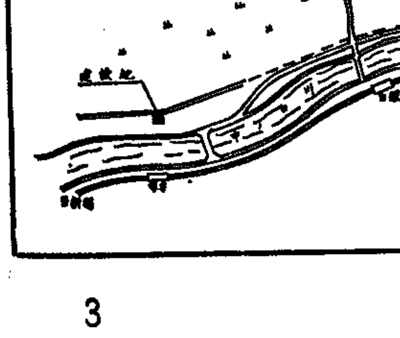

世帯更生資金 貸付のあらまし

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと、必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立と、生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営なまれるため、貸付けるものです。

借入希望者は申込書を民生委員または、市社会福祉協議会に、毎月七日までに提出して下さい

なお詳細については社協係までおいで下さい。

●貸付の種類

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間	備考
更生資金	生業費	100,000円以内	1年以内	6ヶ年以内	
	支度費	15,000〃	6ヶ月〃		貸付期間2ヶ年以内
	技能修得費	月額1,500〃	6ヶ月〃		
身体障害者更生	生業費	100,000〃	1年〃	8ヶ年〃	
	支度費	15,000〃	6ヶ月〃		貸付期間2ヶ年以内
	技能修得費	月額1,500〃	1年〃		
生活資金	生活費	月額3,000〃	6ヶ月〃	3ヶ年〃	貸付期間6ヶ月以内
	出産費	3,000〃			
	葬祭費	4,000〃			
住宅資金	住宅補修費	30,000〃	6ヶ月〃	6ヶ年〃	
	増改築費	100,000〃			
修学資金		月額1,000〃	6ヶ月〃	5ヶ年〃	無利子
療養資金		50,000〃	6ヶ月〃	5ヶ年〃	

急性灰白髄炎（小児まひ）

全国的に猛威を振う!!

小児まひは消化器系の伝染病です。

この病気にかゝると死亡するか、不具者になるか何れかの道をたどることは皆様御存じのことと思います。

この病気は主として、乳幼児に最も多く、稀には大人もかゝるものです。小児まひを予防するには、予防注射以外にありません。その他ハイの撲滅と食物の取扱に充分注意をして下さい。

必らず予防接種を受けましょう

国では小児まひの予防対策として、四月一日から予防接種法を施行し、生後六ヶ月より満三才までの乳幼児に、予防接種が義務づけられました。

市でも該当者に通知申上げて只今実施中であります。

このたび受けられない方は、後日必らず受けなければなりません。

○予防接種の費用

市民税を納入される方　一回　二七一円
均等割のみの方　〃　六八円
生活保護法の該当者　無料

なお、先回の緊急措置として実施した際は、納税基準が世帯主を対象とされておりましたが新法ではあくまでも親権を行なう方が料金の納入者になります。

★―★